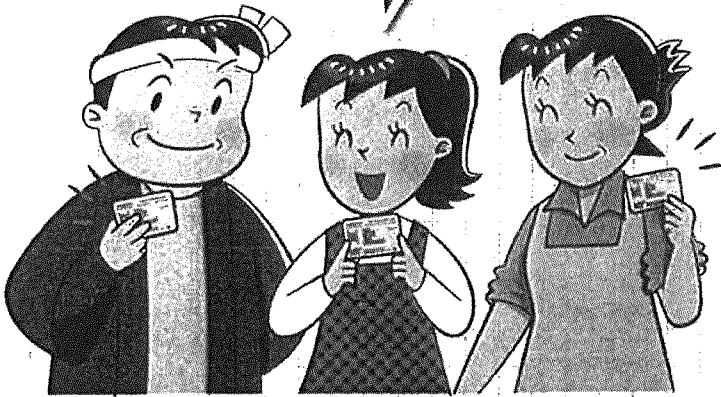


保険証の裏面で臓器提供の意思表示ができるようになりました

臓器移植に関する法律の改正により、臓器提供についての意思表示欄を保険証裏面に設けています。臓器の移植は、本人の意思が不明な場合でも、家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。自分の意思を尊重するためにも、家族とよく話し合い、意思表示をしておくことが大切です。

個人情報保護シールは、この部分(意思表示欄)にはり付けてください。

1人1枚



裏面の意思表示欄の記入方法

①意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をつけてください。

②提供したくない臓器の選択

1か2に○をつけた方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

③特記欄への記載について

組織の提供………1か2に○をつけた方で、皮膚や骨などの組織も提供している方は、「すべて」あるいは「皮膚」「骨」などと記入できます。

親族優先の意思…親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意志を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれをも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- ※ <1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。>
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日: 年 月 日

本人自筆(自筆):

家族自筆(自筆):

中央建設国民健康保険組合 本部

〒169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 電話 03-3200-1155

個人情報保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。このシールは、一度はがすと再貼付できません。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意志を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

個人情報保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。このシールは、一度はがすと再貼付できません。

中央建設国民健康保険組合 本部

〒169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 電話 03-3200-1155

④署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示欄の記入を知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

⑤個人情報保護シール

すべての記入が終わったら、意思表示欄の上に「個人情報保護シール」をはり付けてください。このシールは、意思表示欄の記入内容について、他の人に知られたくない、という場合にお使いいただけます。